

令和4年度

佐賀県事務マネジメント評価報告書

令和5年9月

佐賀県

令和4年度 佐賀県事務マネジメント評価報告書

佐賀県知事山口祥義は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 事務マネジメントの整備及び運用に関する事項

知事部局においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「佐賀県事務マネジメントに関する方針」（令和2年3月23日策定。以下「基本方針」という。）を策定し、財務に関する事務に係る事務マネジメント体制の整備及び運用を行っています。

なお、事務マネジメントは、事務マネジメントの各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、絶えず見直しを行いながら、適正な制度の運用に努めてまいります。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、財務に関する事務に係る事務マネジメントの評価を実施しました。

3 評価結果

評価作業を実施した結果、一部の所属において運用上の重大な不備を把握しましたが、その他の所属については、評価項目に対してそれぞれ適切な対応がなされており、重大な不備が見受けられなかったため、知事部局における事務マネジメントは概ね有効に運用されていると判断しました。

今回の重大な不備については、その都度是正措置を講じ、リスク評価シートに反映しています。不適正な事務処理により物品を購入していた事案を受け、副知事をトップとする事務マネジメント向上チームを編成し、全所属の巡回指導を行い、職員一人ひとりの更なるコンプライアンス意識の向上や職場環境の改善を図りました。併せて、コンプライアンスや基礎的な会計事務研修を行うとともに、会計ルールの見直しにも着手し、会計事務制度を職員それぞれが理解して事務に取り組むことを改めて徹底することで、再発防止に取り組んでいるところです。

今後とも、透明で信頼される行政運営のため、より一層、事務の適正な執行の確保に努めてまいります。

4 不備の是正に関する事項

(1) 不適正な事務処理による物品購入について（平成29年度～令和4年度事案）

【農林水産部 玄海水産振興センター、有明水産振興センター、高等水産講習所】

平成29年度から令和4年度にかけて、3所属において、個人の判断で業務に使用する物品を購入し、そのレシートを異なる業者に渡して現金を受け取り、県への請求を依

頼したり、実際に購入した品目とは異なる品目で請求するよう当該業者に依頼するといった不適正な事務処理が87件行われたことを把握しました。

これらはいずれも、職員のコンプライアンス意識の欠如、会計事務に関する理解不足及び所属のチェックが十分でなかったことにより発生したものです。

不適正な事務処理による支出については、職員に対し全額返還を求めました。是正措置としては、現場の技術職員でも会計事務に必要な最低限の知識を習得する必要があります。このための研修を実施し、適切な事務手続がなされるよう改めて徹底するとともに、発注者と異なる職員が物品の納品確認を行うこととしました。

(2) 工事費の過大支出及び過小支出について（令和元年度、令和2年度事案）

【県土整備部 ダム管理事務所】

国の交付金を活用した電気通信設備工事における工事費の積算を誤り、過大に支出していたことを、会計検査で指摘されました。また、指摘を受けて、関連工事に積算誤りがないか確認したところ、同一の業者が施工した別件工事1件においても積算誤りがあり、過小に支出していたことを把握しました。

これは、県の積算基準（電気通信関係積算基準）に定められた機器管理費率の補正を誤ったことにより発生したもので、積算基準に関する理解が十分でなかったこと及び所属のチェック機能が十分でなかったことが原因です。

判明後、過大に交付されていた交付金については既に国へ返還し、請負業者と協議し過大支出と過小支出を相殺した額を既に返還いただいています。是正措置としては、設計書作成の際に積算基準の確認を徹底すること及びチェックを確実にを行うことを改めて周知徹底し、更に、高度な電気通信工事は専門技師にチェックを依頼するなど、チェック体制を強化しました。

(3) 工事費の過大支出について（令和3年度事案） 【県土整備部 佐賀土木事務所】

橋梁補修工事における工事費の積算を誤り、過大に支出していたことを、監査で指摘されました。工事費の変更設計時の積算において、補修数量を集計した「数量総括表」から県の設計積算システムに入力する際に、誤った箇所を拾い計上したため、積算額が過大となりました。

これは、「数量総括表」の数量欄に、設計積算システムに入力する数量と入力しない数量を混在して記載していたこと及び設計書の決裁過程におけるチェックが十分働かなかったことによるものです。

過大支出については、請負業者から返還いただくことで合意し、手続を進めています。併せて、過大交付となっていた国からの補助金についても返還を行います。是正措置としては、「数量総括表」の記載方法を見直し、設計積算システムに入力する項目に応じた数量を計上することで、システムへの入力及びチェックを誤りなく円滑に行えるよう改善しました。

令和5年9月13日 佐賀県知事 山口 祥義